

社団法人 日本水産学会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人日本水産学会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都港区港南 4 丁目 5 番 7 号におく。

(支 部)

第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て必要の地に支部をおく。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 4 条 この法人は、水産に関する学理およびその応用の研究についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供等を行なう場となることにより、水産学に関する研究の進歩普及を図り、もつて学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 一 研究発表会および学術講演会等の開催
- 二 学会誌および学術図書の刊行
- 三 関連学会等との連絡および協力
- 四 研究業績の表彰
- 五 その他目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- 二 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した公共性のある団体
- 三 賛助会員 この法人の事業を援助する個人、法人または団体の代表者
- 四 外国会員 この法人の目的に賛同して入会した海外の個人
- 五 名誉会員 この法人に特に功労のあつた者で理事会および評議員会の議を経て総会において推せんされたもの
- 六 学生会員 大学またはこれに準ずる学校に在籍し、この法人の目的に賛同して入会した学生

(入 会)

第 7 条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推せんされた者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもつて会員となるものとする。

(会 費)

第 8 条 この法人の会費は、細則で定める。

- 2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があつても返還しない。

(資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の事由によつてその資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 禁治産もしくは準禁治産または破産の宣告を受けたとき。
- 三 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または法人および団体である会員が解散したとき。
- 四 除名されたとき。

(退 会)

第 10 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の 1 に該当するときは、理事会、評議員会および総会の議決を経て、会長がこれを除名することができる。

- 一 この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があつたとき。
- 二 この法人の会員としての義務に違反したとき。
- 三 会費を 2 年以上滞納したとき。

第 4 章 役員、評議員、支部長および職員

(役 員)

第 12 条 この法人には、次の役員をおく。

- 一 理事 15 名以上 20 名以内 (うち、会長 1 名、副会長 2 名)
- 二 監事 2 名または 3 名

(役員を選任)

第 13 条 理事および監事は、総会でこれを選任し、理事は互選で会長および副会長を定める。

(理事の職務)

第 14 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代理し、または行なう。
- 3 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人の総会および評議員会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、この法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行なう。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会および総会または文部科学大臣に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会および評議員会を招集すること。

(役員報酬)

第 16 条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(評 議 員)

第 17 条 この法人に、評議員をおく。

- 2 評議員は支部評議員が選出する 30 名以上 40 名以内のものとする。
ただし、理事および監事は評議員を兼ねることができない。

(評議員の職務)

第 18 条 評議員は、評議員会を組織して、この定款に定める事項を審議する。

(役員および評議員の任期)

第 19 条 この法人の役員および評議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、役員の任期は引続き 4 年をこえることはできない。

- 2 補欠または増員により選任された役員および評議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員および評議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行なう。

(役員および評議員の解任)

第 20 条 役員および評議員が次の各号の 1 に該当するときは、理事会、評議員会および総会においておのこの 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員および評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(支部長および支部評議員)

第 21 条 支部に、支部長および支部評議員を置く。

- 2 支部に関する事項は、細則で定める。

(職員)

第 22 条 この法人の事務を処理するため、必要な職員をおく。

- 2 職員は会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第 5 章 会 議

(理事会の招集等)

第 23 条 理事会は、毎年 7 回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があつた日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第 24 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会の招集)

第 25 条 評議員会は、毎年 1 回会長が招集する。

- 2 臨時評議員会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、評議員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあつた日から 30 日以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
- 4 評議員会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもつて通知する。

(評議員会の議長)

第 26 条 評議員会の議長は、会議のつど評議員の互選で定める。

(評議員会の審議事項)

第 27 条 評議員会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を審議する。

- 一 事業計画および収支予算についての事項
- 二 事業報告および収支決算についての事項
- 三 財産目録および貸借対照表についての事項
- 四 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の定足数等)

第 28 条 評議員会は、評議員現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもつてあらかじめ意思を表示した者および他の評議員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 評議員会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、評議員である出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の招集)

第 29 条 通常総会は毎年 1 回会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会および評議員会が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、正会員現在数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあつた日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面および日本水産学会誌をもつて通知する。

(総会の議長)

第 30 条 総会の議長は、会議のつど正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第 31 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 一 事業計画および収支予算についての事項

- 二 事業報告および収支決算についての事項
- 三 財産目録および貸借対照表についての事項
- 四 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数等)

第 32 条 総会は、正会員現在数の過半数以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもつてあらかじめ意思を表示した者および他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第 33 条 評議員会および総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

(議事録)

第 34 条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席者代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 6 章 資産および会計

(資産の構成)

第 35 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 設立当初の財産目録に記載された財産
- 二 会費
- 三 資産から生ずる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄附金品
- 六 その他の収入

(資産の種別)

第 36 条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもつて構成する。
 - 一 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - 二 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - 三 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 37 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 38 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会、評議員会および総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 39 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもつて支弁する。

(事業計画および収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は会長が編成し、理事会、評議員会および総会の議決を経て毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、同項に規定する評議員会および総会を開催することができないときは、翌会計年度開始後最初に開催される評議員会および総会において、これらに係る承認を得なければならない。

(収支決算)

第 41 条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書ならびに会員の異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会、評議員会および総会の承認を受けて毎会計年度終了後 2 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会、評議員会および総会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

(長期借入金)

第 42 条 この法人が借入金をしようとするときは、その会計年度の収入をもつて償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 43 条 第 38 条ただし書および前条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担または権利の放棄のうち重要なものを行なおうとするときは、理事会、評議員会および総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第 44 条 この法人の会計年度は、毎年 3 月 1 日に始まり、翌年 2 月末日に終る。

第 7 章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、理事会、評議員会および総会においておのおのの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 46 条 この法人の解散は、理事会、評議員会および総会においておのおのの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 47 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会、評議員会および総会においておのおのの 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 補 則

(書類および帳簿の備付等)

第 48 条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代る書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 定款
- 二 社員の名簿
- 三 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
- 四 財産目録
- 五 資産台帳および負債台帳
- 六 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- 七 理事会、評議員会および総会の議事に関する書類
- 八 処務日誌
- 九 官公署往復書類
- 十 その他必要な書類および帳簿

2 前項の書類および帳簿は、永久保存としなければならない。ただし、前項第 5 号の帳簿および書類は 10 年以上、同項第 8 号および第 9 号の書類および帳簿は、1 年以上保存しなければならない。

(細 則)

第 49 条 この定款施行についての細則は、理事会、評議員会および総会の議決を経て別に定める。

1 第 13 条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事および監事は次のとおりとする。

理事（会 長） 大島 泰雄

理事（副会長） 富山 哲夫

理事（副会長） 桧山 義夫

理事 江草 周三

理事 谷川 英一

理事 日比谷 京

理事 宮本 秀明

理事 山川 健重

理事 元田 茂

理事 土屋 靖彦

理事 日高 武達

理事 伊藤 隆

理事 池田 静徳

理事 松井 魁

理事 山田 鉄雄

理事 堀江 進

監事 新崎 盛敏

監事 天野 慶之

2 従来日本水産学会に属した会員および権利義務の一切は、この法人が継承する。

昭和 45 年 4 月 1 日 文部大臣認可

昭和 61 年 8 月 25 日 文部大臣認可

平成 5 年 10 月 26 日 文部大臣認可

平成 11 年 11 月 1 日 文部大臣認可

平成 16 年 6 月 17 日 文部科学大臣認可